

最終保障供給約款新旧対照表

新約款		旧約款
<p>23. 単位料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + $0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - $0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$</p> <p>(備考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) <u>63,890円</u></p> <p>② 平均原料価格(トン当たり) 別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、<u>10円単位</u>といたします。)及びLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入</p>	<p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>23. 単位料金の調整</p> <p>(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 + $0.128 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金 - $0.128 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$</p> <p>(備考) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) <u>88,000円</u></p> <p>② 平均原料価格(トン当たり) 別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、<u>10円単位</u>といたします。)で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額</p>

新約款		旧約款
<p>し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格</p> <p>= <u>トン当たりLNG平均価格×0.9572</u></p> <p>+ <u>トン当たりLPG平均価格×0.0466</u></p> <p>(備考)</p> <p>トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。</p>		<p>といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格</p> <p>= <u>トン当たりLPG平均価格</u></p> <p>(備考)</p> <p>トン当たりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。</p>
<p>33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。</p> <p>熱量 標準熱量 …………… <u>45メガジュール</u></p> <p>最低熱量 …………… <u>42メガジュール</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p>	<p>33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</p> <p>(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。</p> <p>熱量 標準熱量 …………… <u>62.7メガジュール</u></p> <p>最低熱量 …………… <u>61.1メガジュール</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p>1. この最終保障約款の実施期日</p> <p>この最終保障約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p> <p><u>この最終保障約款は、令和元年5月1日改正いたしました。</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p>	<p><u>付 則</u></p> <p>1. この最終保障約款の実施期日</p> <p>この最終保障約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p>

新約款		旧約款																				
<p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから<u>1.5立方メートル</u>までの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が<u>1.5立方メートル</u>を超え、<u>1.62立方メートル</u>までの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が<u>1.62立方メートル</u>を超える場合に適用いたします。</p> <p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1ヶ月及びガスメーター1個につき</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">842.40円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">780円(税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">供給区域地内</td> <td style="width: 10%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 70%; text-align: right;"><u>261.2736円</u>(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td style="text-align: right;"><u>241.92円</u>(税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1ヶ月及びガスメーター1個につき	842.40円(税込)		780円(税抜)	供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>261.2736円</u> (税込)		き	<u>241.92円</u> (税抜)	<p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p> <p>変 更</p>	<p>(別表第6) 適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから<u>1.1立方メートル</u>までの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が<u>1.1立方メートル</u>を超え、<u>1.16立方メートル</u>までの場合に適用いたします。</p> <p>料金表C 使用量が<u>1.16立方メートル</u>を超える場合に適用いたします。</p> <p>3. 料金表A</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1ヶ月及びガスメーター1個につき</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">842.40円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">780円(税抜)</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">供給区域地内</td> <td style="width: 10%;">1立方メートルにつき</td> <td style="width: 70%; text-align: right;"><u>404.9028円</u>(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">き</td> <td style="text-align: right;"><u>374.91円</u>(税抜)</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>	1ヶ月及びガスメーター1個につき	842.40円(税込)		780円(税抜)	供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>404.9028円</u> (税込)		き	<u>374.91円</u> (税抜)
1ヶ月及びガスメーター1個につき	842.40円(税込)																					
	780円(税抜)																					
供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>261.2736円</u> (税込)																				
	き	<u>241.92円</u> (税抜)																				
1ヶ月及びガスメーター1個につき	842.40円(税込)																					
	780円(税抜)																					
供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>404.9028円</u> (税込)																				
	き	<u>374.91円</u> (税抜)																				

新約款				旧約款		
4. 料金表B			変 更	4. 料金表B		
(1) 基本料金				(1) 基本料金		
1ヶ月及びガスメーター1個につき		1,425.60円(税込)		1ヶ月及びガスメーター1個につき		1,425.60円(税込)
		1,320円(税抜)				1,320円(税抜)
(2) 基準単位料金				(2) 基準単位料金		
供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>225.4716</u> 円(税込)		供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>354.9852</u> 円(税込)
		<u>208.77</u> 円(税抜)				<u>328.69</u> 円(税抜)
(3) 調整単位料金				(3) 調整単位料金		
(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
5. 料金表C				変 更	5. 料金表C	
(1) 基本料金			(1) 基本料金			
1ヶ月及びガスメーター1個につき		4,655.88円(税込)	1ヶ月及びガスメーター1個につき		4,655.88円(税込)	
		4,311円(税抜)			4,311円(税抜)	
(2) 基準単位料金			(2) 基準単位料金			
供給区域地内	1立方メートルにつき	<u>205.6428</u> 円(税込)	供給区域地内		1立方メートルにつき	<u>327.3264</u> 円(税込)
		<u>190.41</u> 円(税抜)				<u>303.08</u> 円(税抜)

新約款		旧約款
<p>(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>		<p>(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p>